

最低税負担（ミニマム・タックス）制度

「所得基本税額条例」（最低税負担制度）は2005年12月28日に公布され、2006年1月1日より施行され（第15条は2007年1月1日、第12条1項1号は2010年1月1日より）、2012年8月8日、2017年5月10日に2回の改正を経たが、2019年12月現在、2017年改正で導入された個人CFC税制の施行日は未定。

1. 概要

最低税負担制度とは、一定範囲の非課税所得や免税所得等を加えた「基本所得」を計算し、これに通常の所得税率とは異なる税率を適用して、最低限の課税を行う制度である。

導入の背景として、海外で多額の所得を得ている個人や多額の租税優遇を受ける企業に対する課税の不平等を是正するためであるとの説がある。

2. 対象

営利事業者および個人（所得基本税額条例第3条に該当する者を除く）。

3. 課税形態等

(1) 税額計算（所得基本税額条例第8条、第13条）

基本税額＝基本所得額(A)×税率(B)

追加で納付すべき税額＝基本税額－通常の計算方法による一般所得税額

項目	営利事業者	個人
基本所得額 (A)	＝所得税法上の課税所得額 ＋各種税制優遇措置により営利事業所得税が免除された所得額 (所得基本税額条例第7条) －50万台湾元の控除額	＝所得税法上の純所得額 ＋海外所得等上記純所得額に算入されない所得額 (所得基本税額条例第12条) －670万台湾元の控除額
税率(B)	12%	20%

(2) 除外対象（所得基本税額条例第3条）

営利事業	個人
<ol style="list-style-type: none"> 1. 独資または組合形式の営利事業者 2. 所得税法第4条1項13号の教育、文化、公益、慈善機構または団体 3. 所得税法第4条1項14号の消費者協同組合 4. 所得税法4条1項19号の各級政府の公的事業者 5. 所得税法第73条1項の台湾にて固定の営業場所および営業代理人を有しない営利事業者 6. 所得税法第75条2項の清算申立または同条6項の破産宣告の対象である営利事業者 7. 所得税申告の際、法定の投資奨励を適用せず、かつ所得基本税額条例第7条1項各号の定める所得額を有しない営利事業者 8. 所得基本税額条例第7条1項によって計算した基本所得額が50万台湾元以下の営利事業者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所得税法第73条1項の非居住者 2. 所得税申告の際、法定の投資奨励を適用せず、かつ所得基本税額条例第12条1項各号の定める所得額を有しない個人 3. 所得基本税額条例第12条1項によって計算した基本所得額が670万台湾元以下の個人

(3) 罰則

申告漏れや過少申告の場合：漏洩税額の2倍以下の過料（所得基本税額条例第15条）

無申告の場合：漏洩税額の3倍以下の過料（所得基本税額条例第15条）

4. 具体例

前提：利益1,000万台湾元、損失700万台湾元、免税所得額300万台湾元を有する営利事業者

計算：基本税額＝基本所得額×税率

$$\begin{aligned} &= \{ \text{課税所得額} + \text{免税所得額} - 50\text{万} \} \times 12\% \\ &= \{ (1,000\text{万} - 700\text{万} - 300\text{万}) + 300\text{万} - 50\text{万} \} \times 12\% \\ &= 250\text{万} \times 12\% \\ &= 30\text{万 (台湾元)} \rightarrow X \end{aligned}$$

通常の計算方法による一般所得税額

$$\begin{aligned} &= \text{課税所得額} \times \text{税率} \\ &= (1,000\text{万} - 700\text{万} - 300\text{万}) \times 25\% \\ &= 0 \text{ (台湾元)} \rightarrow Y \end{aligned}$$

追加で納付すべき税額

$$\begin{aligned} &= X - Y \\ &= 30\text{万台湾元} \end{aligned}$$

よって、本来であれば、租税優遇により納付税額はゼロであるが、当該制度を適用することにより、30万台湾元のミニマム・タックスを納付することになる。

5. 2017年5月10日改正で導入された個人CFC税制

租税回避対策税制の一環として、所得税法における企業CFC税制の導入とともに、2017年5月10日に行われた所得基本税額条例の改正において、個人CFC税制が導入された。改正後の規定によれば、台湾域内に居住する個人およびその関係者は次の条件のいずれかに該当する外国法人の当年度の利益につき、当該外国法人に実質的な事業運営がある場合、または当年度の利益が財政部の定める基準を超えていない場合を除き、持株比率により投資による利益と認定し、当年度の基本所得税に算入する。

(1) 当該個人およびその関係者が直接または間接を問わず50%以上の株式または資本額を保有する低課税地域に設立された外国法人

(2) 当該個人およびその関係者が重要な影響力を有する、かつ、その個人、その配偶者および2親等内の親族が保有する株式または資本額が10%以上である低課税地域に設立された外国法人